

## (5) 地域との連携

- 新しく設置する停留場から地域の魅力発信等を行うことで、停留場周辺部を人が賑わう交流空間としていきます。
- 地域のイベントに路面電車を活用するほか、オープンカフェなどの地域の沿道活動と積極的な連携を図ります。

### 期待される効果

- 現在、都心部では、歩行者天国や市民参加型のイベントも含め、地域が主体となったさまざまなまちづくりが行われています。これらのまちづくりと一体となった取組を実施するほか、停留場の利活用において地域と積極的に連携していくことで、路面電車がまちづくりの効果をさらに高めて、まちの賑わいを生み出します。

### さらなる取組の実施

#### 停留場の交流空間化

狸小路周辺の歩道上新設する停留場に、歩行者も利用できる休憩スペースを設けるほか、路面電車の運行案内、観光情報、地域の魅力、イベント情報などを発信していく仕組みを作り、停留場周辺を人が賑わう新たな交流空間として活用していきます。

また、このような停留場での取組については、情報発信内容やデザイン広告管理、停留場内の維持管理等において地域と協力して進めていき、停留場の拠点化を検討していきます。



#### イベントとの連携

現在行われているイベント電車やイルミネーション電車の充実や、まちのイベントに合わせたラッピング車両の運行など、路面電車がまちのイベントと連携することで、より多くの賑わいづくりに貢献します。

また、既設線においては、観光施設等と連携し、沿線の魅力を発信するなど、路面電車の利用促進も含め、都心と既設線が一体となったまちの活性化を目指す連携策を検討します。



#### 活発な沿道活動

現在、法律の改正等により、地域が主体となったまちの賑わいや交流づくりを行うにあたっての道路空間のオープン化が推進されています。

沿道でのオープンカフェなど、今後展開していくことが期待される地域が主体となるさまざまな沿道活動と路面電車が連携していくことで、いつ来ても賑わいと憩いがある楽しい空間づくりを目指します。



#### 〈官民連携のまちづくり〉

「地域のまちづくりの担い手」(都市再生整備推進法人等)は、道路占用許可の特例や協定制度の活用により、広告板の設置、オープンカフェの実施等、まちの賑わい・交流の創出や、利便性の向上に資する道路空間の有効活用が可能となります。

##### ※都市再生整備推進法人

都市再生特別措置法により、地域のまちづくりを担う法人として、市長が指定する特定非営利活動法人、一般社団法人もしくは一般財団法人またはまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社